

第六十三号議案

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例の一部を改正する条例

仙台市国民健康保険条例（昭和三十八年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の三」に改める。

第三章中第七条の次に次の二条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第七条の二 給与等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等をい、賞与（健康保険法第三条第六項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した三ヶ月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げた額）の三分の二に相当する額（その額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げた額）とする。ただし、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する額の三分の二に相当する額を超えないときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。
（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第七条の三 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が前条第二項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第十七条第一項第一号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第十七条の二中「に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」を「に所得税法」に改め、「に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」とあるのは「所得税法」とを削る。

附則第八項中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第七条の二及び第七条の三の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和二年一月一日から市長が定める日までの間に属する場合に適用する。

理 由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関し必要な事項を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六十四号議案

仙台市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

仙台市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

仙台市後期高齢者医療に関する条例（平成二十年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 広域連合条例附則第七項の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正を考慮し、本市が行う事務に宮城県後期高齢者医療広域連合による新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 65 号議案

専決処分事項に関する件

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要した次の事項について別紙のとおり専決処分したことにつき、同条第 3 項の規定により、報告し、承認を求める。

- 1 令和元年度仙台市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

令和元年度仙台市一般会計補正予算（第6号）

令和元年度仙台市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553,767,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月19日

仙台市長 郡 和子

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-------------|----------|-------------|
| 18 国庫支出金 | | 92,807,117 | 363,266 | 93,170,383 |
| | 1 国庫負担金 | 73,897,269 | 371 | 73,897,640 |
| | 2 国庫補助金 | 18,550,700 | 362,895 | 18,913,595 |
| 19 県支出金 | | 25,539,523 | 55,000 | 25,594,523 |
| | 2 県補助金 | 5,542,971 | 55,000 | 5,597,971 |
| 22 繰入金 | | 37,974,794 | △112,466 | 37,862,328 |
| | 2 基金繰入金 | 37,696,499 | △112,466 | 37,584,033 |
| 歳入合計 | | 553,462,139 | 305,800 | 553,767,939 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-----------|-------------|---------|-------------|
| 4 健康福祉費 | | 197,856,316 | 300,800 | 198,157,116 |
| | 1 健康福祉費 | 12,301,938 | 1,933 | 12,303,871 |
| | 2 障害保健福祉費 | 29,062,995 | 14,966 | 29,077,961 |
| | 4 児童保健福祉費 | 84,066,472 | 282,897 | 84,349,369 |
| | 5 生活保護費 | 30,430,161 | 604 | 30,430,765 |
| | 7 保健衛生費 | 13,773,720 | 400 | 13,774,120 |
| 9 教育費 | | 99,923,817 | 5,000 | 99,928,817 |
| | 9 保健給食費 | 8,047,871 | 5,000 | 8,052,871 |
| 歳 出 合 計 | | 553,462,139 | 305,800 | 553,767,939 |

第2表

繰越明許費補正

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | | |
|---------|-----------|----------------------|-------------|-----------|---------|
| | | | 補正前の額 千円 | 補正額 千円 | 計 千円 |
| 4 健康福祉費 | 4 児童保健福祉費 | 衛生管理体制確保支援等(私立保育所等分) | | 100,000 | 100,000 |
| 4 健康福祉費 | 4 児童保健福祉費 | 衛生管理体制確保支援等(市立保育所等分) | | 16,040 | 16,040 |

二 仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年四月三日

仙台市長 郡 和子

仙台市介護保険条例の一部を改正する条例

仙台市介護保険条例（平成十二年仙台市条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「平成三十一年度及び令和二年度」を「令和元年度」に改め、同項に次の号を加える。

三 令和二年度 二万二千二百十四円

第三条第三項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「三万七千二百二十五円」を「次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 令和元年度 三万七千二百二十五円

二 令和二年度 二万八千二百八十六円

第三条第四項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「五万二千二百六十九円」を「次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 令和元年度 五万二千二百六十九円

二 令和二年度 四万九千五百一円

第四条第三項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「同条第三項」を「同条第三項各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号」に改め、同条第四項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「同条第四項」を「同条第四項各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条及び第四条の規定は、令和二年度分の保険料から適用する。